

○大分県土地改良事業団体連合会役員報酬規程

(平成23年7月28日制定)

(総則)

第1条 この規程は、大分県土地改良事業団体連合会の役員報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬は、理事会の議決を経て、総会で定めるものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第3条 常勤役員報酬の支給は、一般職に属する職員の例による。

2. 非常勤役員報酬(退職、解任若しくは死亡の場合を除く。)は、上半期(4月～9月)及び下半期(10月～3月)の年2回、各期末に支給する。

(月額報酬の計算)

第4条 常勤役員が月の中途において、新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当月分の報酬(通勤手当を除く。)については、当該月の土、日曜、祝祭日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在籍した土、日曜、祝祭日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、役員が死亡したときは、死亡の当月分の報酬については、その全額を支給する。

(年額報酬の計算)

第5条 非常勤役員が年の中途において、新たに役員に任命され、又は役員が退職、解任若しくは死亡したときの報酬については、年額を12ヵ月で除して得た額に、その者が役員に在籍した月の数を乗じて得た額を支給する。

2. その年の在籍月数の計算は年の4月又は就任の日の属する月から退職、解任又は死亡した日の属する月までとする。

(端数の取扱)

第6条 この規程による報酬の計算において、円未満の端数を生じたときは、これを1円に切上げる。

第5編 給与 (大分県土地改良事業団体連合会役員報酬規程)

(補足)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項及びこの規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月28日から施行する。

第5編 給 与

○大分県土地改良事業団体連合会職員給与規程

(昭和33年4月1日制定)

改正	昭和35年4月1日	昭和46年7月1日	昭和57年4月1日	平成13年4月1日
	昭和35年6月6日	昭和47年6月1日	昭和58年4月1日	平成14年4月1日
	昭和37年1月1日	昭和48年7月1日	昭和59年4月1日	平成14年7月1日
	昭和38年1月1日	昭和49年1月1日	平成60年4月1日	平成15年4月1日
	昭和39年1月1日	昭和49年7月1日	平成61年4月1日	平成15年4月1日
	昭和40年1月1日	昭和50年7月1日	平成63年4月1日	平成15年4月1日
	昭和41年1月1日	昭和51年4月1日	昭和元年4月1日	平成16年4月1日
	昭和42年1月1日	昭和51年6月1日	平成2年4月1日	平成19年4月1日
	昭和42年10月1日	昭和52年4月1日	平成3年4月1日	平成25年4月1日
	昭和43年10月1日	昭和53年4月1日	平成4年4月1日	平成29年4月1日
	昭和45年1月1日	昭和54年4月1日	平成5年4月1日	平成31年4月1日
	昭和45年8月1日	昭和55年4月1日	平成6年4月1日	令和2年4月1日
	昭和46年6月1日	昭和56年4月1日	平成7年4月1日	

(目的)

第1条 この規程は、大分県土地改良事業団体連合会職員給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で職員とは、定款第28条に規定する職員（嘱託職員及び傭員を除く。）をいう。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当、資格手当とする。

(給与の支払)

第4条 この規程による給与は、現金または銀行口座振込み。

(給料)

第5条 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第6条 給料表は別表第1の職員給料表により1級より8級に区分する。

2 会長は、前項の給料表により職員に給料を支給するものとする。

(昇格及び昇給基準)

第7条 職員を昇格させるには、昇格させようとする職に適すると認められる場合に限るものとする。

2 職員が現に受けている給料の号給を受けるに至ったときから1ヶ年間優秀な成績で勤務したときは、昇給させることができる。

3 職員の勤務実績が特に優秀である場合においては、前項の規定にかかわらず同項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受けている号給より2号以上上位の号給へ昇給させ、またそのいずれをも併せ行うことができる。

4 前各項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給方法)

第8条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月21日（その日が休日、又は土、日曜日に当るときは、その日前において、その日に最も近い休日又は土、日曜日でない日）とする。ただし、特に必要があるときは、会長はこれを変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職し又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合には、その給料額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の内務局長、総務、及び事業部長、次長、課長、事務所長、次長の職にある者に対して支給する。

- 2 前項の管理職手当の月額、事務局長にあつては100分の16以内、総務部長、事業部長にあつては100分の14以内、次長は、100分の13以内、事務局課長、事務所長にあつては100分12、事務所次長は100分の11 以内で予算の範囲において会長が定める。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、及び孫。
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母。
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹。
- (5) 重度心身障害者

なお、(2)、(4)については、18歳から満22歳までは学生(大学生・専門学校生・予備校生等)とする。

- 3 扶養手当の月額は前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、前項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)は2人目まで6,500円、3人目以降の子どもについても6,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき2,000円とする。但し、前項第2号の内、満16歳の年度始めから満22歳に達した最初の3月31日迄の間にある子については、1人につき5,000円を加算する。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のひとつに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その者に配偶者がいないときはその旨を含む)を会長に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合。
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合。
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

但し、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合、又は扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

前項但し書の規定は扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合において扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、

父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 4 扶養手当の支給に関する細部については、大分県の「条例」「規則」「扶養手当の運用について」を準用する。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しない時は、職員服務規程の規定により有給休暇が与えられた場合及び会長が特に勤務しないことにつき、承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する、勤務時間1時間当りの給与額を減額して給与を支給する。ただし、私傷病(結核性疾患を除く。)のため、職員服務規程の規定により休暇が与えられた場合において引続き180日を超えるときは、給料月額 $\frac{2}{1}$ を減額して支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規を超えて、勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第16条に規定する1時間当りの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は100分の150)を時間外勤務手当として、予算の範囲内において支給する。

(休日勤務手当)

第15条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき第16条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の135を休日勤務手当として、予算の範囲内において支給する。

3 なお前2項において「代休」を与えた場合は100分の135を100分35として取扱うこととする。

4 前2項及び3項において「休日」とは、職員服務規程第44条のものとする。

(勤務1時間当りの給与額の算出)

第16条 前2条に規定する勤務1時間当りの給与額は、基本給の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間40.0時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(時間外勤務手当に関する規定の適用除外)

第17条 第14条の規定は、第10条に規定する職にある職員には、適用しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において会長が定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額はそれぞれ、基準日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合は100分の215を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内(基準日が12月1日であるときは6ヶ月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において会長が定める日に支給する。これら基準日前1ヶ月以内に退職し又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の合計額に、会長が定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の合計額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、6月及び12月に支給する場合においては、100分の30を乗じて得た総額を超えてはならない。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道1km未満であるもの、及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員（交通用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1km未満であるもの、及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自転車等を利用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せずかつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2km未満であるものを除く。）
- (4) 通勤のため自動車（自家用車）を使用することを常例とする職員。ただし、自動車保険（任意）に加入している職員

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 1ヶ月の通勤に要する運賃等相当額
 - ア 交通機関等を利用する者
 - イ 交通用具を利用する者
 - ウ 高速道路利用者は32km以上で、経済的かつ合理的と認める者は特別料金を支給する。

距離	2km～	4km～	7km～	10km～	15km～	20km～	25km～	30km～	35km～	40km～	45km～
	4km 未満	7km 未満	10km 未満	15km 未満	20km 未満	25km 未満	30km 未満	35km 未満	40km 未満	45km 未満	50km 未満
金額(円)	2,300	4,300	6,800	9,400	12,800	16,100	19,700	23,000	26,000	28,300	30,600
				50km～	55km～	60km～	65km～	70km～	75km～	80km～	85km
				55km 未満	60km 未満	65km 未満	70km 未満	75km 未満	80km 未満	85km 未満	以上
				33,600	36,700	39,700	44,000	48,200	51,200	54,100	55,000

(運賃等相当額の算出の基準)

第21条 前条第2項に規定する運賃等に相当する額は、交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間にかかる3ヶ月通用期間の定期券の価格を通用期間の月数で除して得た額。

(届出)

第22条 職員は、新たに第20条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（第1号様式）によりその通勤の実情を速やかに会長に届け出なければならない。

2 通勤手当の支給を受ける職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合も同様とする。

(支給の始期及び終期)

第23条 通勤手当の支給は、職員に新たに第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し又は死亡した日通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

但し、通勤手当の支給の開始については規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場

合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

前項但し書の規定は通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(支給できない場合)

第24条 第20条第1項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することはできない。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員
- (2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの（職員の扶養親族たる者が所有する住宅（同居者）を含む。）

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額20,000円以下の家賃を支払っている職員については全額支給

イ 月額20,000円を超える家賃を支払っている職員で、家賃の月額から20,000円を控除した額の2分の1を加算した額

但し最高支給限度額は30,000円とする

ウ 駐車場賃借料は最高支給額2,000円に打ち切支給とする

- (2) 前項第2号に掲げる職員は、当該住宅が当該職員によって新築され又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は2,500円

3 新たに住居手当に該当する職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式により届出なければならない。

(支給の始期及び終期)

4 住居手当の支給は職員が新たに第25条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

但し、住居手当の支給の開始については規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき又は職員が前項第2項の(2)に規定する当該新築、又は購入がなされた日から起算して5年を経過したときは、それぞれその事実が生じた日又は5年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月額を増額して改定する場合について準用する。）。

(単身赴任手当)

第26条 単身赴任手当は次の要件に全て該当する職員に支給する。在勤地を異にする人事異動または在勤する事務所（事務局）の移転に伴い住居を移転し（転居）、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し（別居）、単身で生活することを常況とし（単身）、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所（事務局）に通勤することが、通勤距離等を考慮して（40km以上）通勤するのが困難と認められる（通勤困難）職員には単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は次のとおりとする。

支給額 = 25,200円 + 加算額

(加算額)

加算額は、職員の住居から配偶者の住居までの交通機関が50km以上となるものについて、それぞれ次の区分に応じた額とする。

交通距離	加算額
50km以上 ～ 75km未満	2,000円
75km以上 ～ 100km未満	4,000円
100km以上 ～ 125km未満	6,000円
125km以上	8,000円

(資格手当)

第27条 会務運営に資するための技術資格を有している者に対して資格手当を支給することができる。

2 手当の額は次のとおりとする。

番号	資格	手当月支給額 (円)	備考
①	技術士	5,000	
②	1級建築士	3,000	
③	コンクリート診断士	3,000	
④	RCCM(農業土木)	2,000	
⑤	測量士	2,000	
⑥	土地改良換地士	2,000	
⑦	農業土木技術管理士	2,000	
⑧	会計指導員	2,000	
⑨	土地改良補償業務管理者	1,000	
⑩	ITパスポート	1,000	
計	10 資格対象		

3 支給については毎月とし、資格取得重複の場合は上位資格を対象とする。
上位資格については、2の番号順とする。

(休職者の給与)

第28条 職員が公務上負傷し又は疾病にかかり、職員服務規程第29条第1号に該当して休職されたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、職員服務規程第29条第1号に該当して休職にされたときは、その休職期間が満了するまでは、これに給料及び扶養手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、職員服務規程第29条第1号に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当の100分の80を支給することができる。

4 職員が職員服務規程第29条第3号に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給料及び扶養手当の100分の60以内を支給することができる。

5 職員服務規程第29条第2号に該当して休職された職員にはいかなる給与も支給しない。

第29条 この規程に定めるものを除くほか、この規程の施行に関し、必要な事項は大分県職員の給与に関する条例に準じて会長が定める。

附 則

この規程の改廃は理事会の決議による。

この規程は昭和33年4月1日よりこれを施行する。

この改正規程は昭和35年4月1日より施行する。

この改正規程は昭和36年4月1日より施行する。ただし第10条の改正規程は昭和35年6月6日から適用する。

この改正規程は昭和37年1月27日より施行し昭和37年1月1日より適用する。

この改正規程は昭和38年1月30日より施行し昭和38年1月1日より適用する。

この改正規程は昭和39年1月20日より施行し昭和39年1月1日より適用する。

この改正規程は昭和40年1月25日より施行し昭和40年1月1日より適用する。
この改正規程は昭和41年1月17日より施行し昭和41年1月1日より適用する。
この改正規程は昭和42年2月1日より施行し昭和42年1月1日より適用する。
この改正規程は昭和43年2月1日より施行し昭和42年10月1日より適用する。
この改正規程は昭和43年12月13日より施行し昭和43年10月1日より適用する。
この改正規程は昭和45年1月17日より施行し昭和45年1月1日より適用する。
この改正規程は昭和45年8月1日より施行する。
この改正規程は昭和46年6月1日より施行する。
この改正規程は昭和46年12月15日より施行し昭和46年7月1日より適用する。
この改正規程は昭和47年7月1日より施行し昭和47年6月1日より適用する。
この改正規程は昭和48年11月1日より施行し昭和48年7月1日より適用する。
この改正規程は昭和49年1月1日より施行する。
この改正規程は昭和49年9月1日より施行し昭和49年7月1日より適用する。
この改正規程は昭和50年11月1日より施行し昭和50年7月1日より適用する。
この改正規程は昭和52年1月1日より施行し昭和51年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和52年1月1日より施行し昭和51年6月1日より適用する。
この改正規程は昭和52年5月7日より施行し昭和52年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和52年12月1日より施行し昭和52年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和53年11月1日より施行し昭和53年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和54年11月27日より施行し昭和54年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和55年2月21日より施行し昭和54年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和55年10月31日より施行し昭和55年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和56年2月21日より施行し昭和55年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和56年11月25日より施行し昭和56年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和57年9月27日より施行し昭和57年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和59年2月20日より施行し昭和58年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和60年2月27日より施行し昭和59年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和61年2月25日より施行し昭和60年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和62年2月23日より施行し昭和61年4月1日より適用する。
この改正規程は昭和63年12月8日より施行し昭和63年4月1日より適用する。
この改正規程は平成元年10月26日より施行し平成元年4月1日より適用する。
この改正規程は平成2年10月26日より施行し平成2年4月1日より適用する。
この改正規程は平成3年10月24日より施行し平成3年4月1日より適用する。
この改正規程は平成4年10月20日より施行し平成4年4月1日より適用する。
この改正規程は平成5年10月20日より施行し平成5年4月1日より適用する。
この改正規程は平成6年10月20日より施行し平成6年4月1日より適用する。
この改正規程は平成7年10月31日より施行し平成7年4月1日より適用する。
この改正規程は平成13年6月28日より施行し平成13年4月1日より適用する。
この改正規程は平成13年10月2日より施行し平成14年4月1日より適用する。
この改正規程は平成14年7月8日より施行し平成14年7月1日より適用する。
この改正規程は平成15年2月4日より施行し平成15年4月1日より適用する。
この改正規程は平成15年3月20日より施行し平成15年4月1日より適用する。
この改正規程は平成15年7月17日より施行し平成15年4月1日より適用する。
この改正規程は平成16年2月3日より施行し平成16年4月1日より適用する。
この改正規程は平成18年2月6日より施行し平成18年4月1日より適用する。
この改正規程は平成19年4月1日より施行する。
この改正規定は平成25年4月1日より施行する。
この改正規定は平成29年4月1日より施行する。
この改正規定は平成31年4月1日より施行する。
この改正規定は令和2年4月1日より施行する。